

# 祐天寺駅周辺の魅力を発信する会 会則

---

## 第1条（名称）

本会の名称を「祐天寺駅周辺の魅力を発信する会」と称する。

## 第2条（目的および組織）

- 1.本会は、横串横断型な組織として、祐天寺の「今ある」魅力を「祐天寺の人に  
向けて」、発掘・発信・増進し、地域課題の見える化や、住民の地域への興味向上、  
地域参加機会の提供の一助となることを目的とし、令和3年4月1日に設立する。
- 2.本会は、この活動が始まった目黒区の「祐天寺駅周辺地区整備計画」内、「まち歩  
き・みどり検討部会」参画者の有志から構成され、委員は10名程度とする。

## 第3条（事務所）

本会の事務所を“東京都目黒区上目黒 4-33-12”内に置く。

## 第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)祐天寺駅周辺の魅力を発掘すること（地域のイベント参加など）
- (2)祐天寺駅周辺の魅力を発信すること（地域情報誌、SNS、街歩き、マップ作りなど）
- (3)祐天寺駅周辺の魅力を増進すること（担い手不足の解消、コミュニティ作りなど）

## 第5条（役員）

本会運営のために、代表1名及び事務局員若干名をおく。

## 第6条（役員を選出）

- 1.代表は総会において選出する。
- 2.代表は事務局員の互選とする。

## 第7条（役員任期）

- 1.役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員  
の任期は前任者の残任期間とする。
- 2.役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

## 第 8 条（役員の仕事）

- 1.代表は、本会を代表して会務を掌る。
- 2.事務局員は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

## 第 9 条（顧問及び参加）

- 1.本会に、顧問及び参加をおくことができる。
- 2.事顧問及び参加は、代表が会員にはかりこれを推薦する。

## 第 10 条（経費等）

- 1.本会の経費は、助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

## 第 11 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第 12 条（総会の構成）

総会は、全会員をもって構成する

## 第 13 条（総会の定足数）

総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

## 第 14 条（総会の議決）

総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第 15 条（その他）

この規約の施行にあたり必要な事項は代表が会員にはかり別に定める。

## 附則

この会則は令和3年4月1日から施行する。